

中豊岡町・峯岸正男家文書 解題

1. 請求番号

M90081

2. 文書群名

峯岸正男家文書

3. 伝存地

高崎市中豊岡町。高崎市役所より直線距離で約3km。

4. 資料形式

マイクロ、古文書

5. 数量

文書番号はNo.1～No.259-24迄（但し、No.167は自宅保存に付欠）。
文書レコード数は409レコード。他に番外で木箱4箱。

6. 年代

年号記載の文書で、最も古いのはNo.99の明暦3年（1657）9月26日。
最も新しいのはNo.249-36の昭和4年（1929）1月11日。

7. 地名

明治初年作成の『上野国郡村誌』の碓氷郡上豊岡村分の記載では、上豊岡村は「古時片岡郡ニ属シ豊岡庄ト称シ中下豊岡両村ト一郷タリ、何レノ頃カ本郡（碓氷郡）ニ属ス、延宝三卯年（1675）分テ三村トナル」とある。

寛文8年（1668）の「上野国郷帳」（『上野国郷帳集成』）には碓氷郡部分に「高式千石 豊岡村」とあり、もともと中豊岡村はこの碓氷郡豊岡村の一部であった。上・中・下豊岡村の3カ村に分村した年

代については明治末期作成の『豊岡村郷土誌』では、延宝4年（1676）に上豊岡村が分村、翌延宝5年（1677）に中豊岡村と下豊岡村が分村したとあり、『上野国郡村誌』の記述とは微妙な差がある。ただし、中豊岡村の成立時期については、後述する理由により『豊岡村郷土誌』の記載を採りたい（「8. 管轄」参照）。

したがって、江戸時代以降の「中豊岡」の地名の変遷は、碓氷郡豊岡村／碓氷郡中豊岡村（延宝5年～）／碓氷郡豊岡村大字中豊岡（明治22年～）／高崎市中豊岡町（昭和30年～）となる。

（注）但し、元禄14年（1701）の「上野国郷帳」（『上野国郷帳集成』）では、「高式千百六拾式石四斗六升七合 豊岡村」とあり、天保5年（1834）の「上野国郷帳」（同前）でも、「高式千百六拾式石四斗六升七合 豊岡村」とあり、分村記載はない。このため平成19年（2007）に刊行された『群馬県高崎市・豊岡誌』では、「地元では」「延宝4年から5年」に分村とあるが「元禄年間（1688～1704年）に豊岡村は上・中・下豊岡村3村に分村している」と記載されている。この点についても、以下の「8. 管轄」で詳述する。

8. 管轄

中豊岡村の江戸時代以降の管轄の変遷は、禰津氏領（天正18年～）／幕府領（寛永4年カ～）／前橋藩領（寛永12年～）／幕府領（寛永19年カ～）／旗本本間氏領（延宝5年～）／高崎藩領（元禄11年～）／高崎県（明治4年～）／群馬県（明治4年～）／熊谷県（明治6年～）／群馬県（明治9年～）であるが、寛永年間以前は確定ではない。

以下、豊岡3カ村の分村経過はやや複雑なため解説を付す。なお、現時点までに確認され（一部分でも）公開されている豊岡村3カ村の名主文書を含む文書群は、以下の3文書群である。

<中豊岡村分> 峯岸正男家文書（本文書群）

<下豊岡村分> 梁瀬昭三家文書、梁瀬寅造家文書

明治初年の『上野国郡村誌』の中豊岡村分の記載では、「天正十八年（1590）ヨリ禰津甚平之ヲ領ス、寛永ノ初（上豊岡村分の記載では寛永4=1627年と有り）徳川ノ代官諸星庄兵衛支配所トナル、踵テ諸星惣右衛門代り支配ス、延宝三乙卯年（1675）ヨリ竹村與兵衛之レニ代ル、同四丙辰（1676）ヨリ松平左兵衛督之ヲ領ス、元禄十一戊寅（1698）ニ至高崎城主松平右京太夫輝貞ニ代、正徳元年（1711）間部詮房之レニ代ル、享保二酉年（1717）松平右京太夫輝貞再ヒコレヲ領ス、コレヨリ累世相續ク、明治四未年（1871）高崎縣廢シテ群馬縣ニ管轄ス、同六酉年（1873）熊谷縣ニ管轄シ、同九年（1876）本縣ニ管ス」とある。

これによれば、天正18年（1590）から禰津（甚平）氏領となり、禰津信政の代には、慶長7年（1602）に1万石の大名となり（『断家譜』）、豊岡藩が成立したとされる。寛永3年（1626）には禰津信直が嗣子無きまま没したので御家断絶となる。以後、寛永4年（1627）から延宝3年（1675）迄は幕府代官支配であった。延宝4年（1676）には松平左兵衛督（のちの矢田藩・吉井藩の藩祖、この時点では旗本）領となる。元禄11年（1698）には高崎藩松平輝貞領となり以後、明治維新时期まで高崎藩領であった。

しかし、峯岸家に残る正徳5年（1715）の「萬歳帳」（No.24）によれば（作成者は峯岸四郎右衛門・76歳）、「元和元年（1615）豊岡村諸星庄兵衛様渡ル」とあり、元和年間には幕府領となった可能性がある。諸星は幕府代官である。さらに、「御繩寛永八年未八月二日岡上九左衛門・・・諸星庄兵衛」とあり、寛永8年（1631）には幕府代官である岡上や諸星による検地が実施されたとある。また「未之御繩五年目い（亥）の年ヨリ巳年迄七年前橋領になる御代官松浦吉左衛門・金古左衛門」とあり、「未之御繩」すなわち寛永8年の検地から5年目の亥年（寛永12=1635）より巳年（寛永18=1641）までの7年間は前橋藩酒井氏領（酒井忠世・忠行・忠清期）であったと記されている。その後は「元禄十一寅年高崎様江渡ル三豊岡村」「下豊岡村高崎領江渡り候節ニハ岡田庄太夫様より御引渡し御座候」とあ

り、元禄11年に幕府代官の岡田庄太夫より高崎藩松平氏への豊岡3カ村の引き渡しがあったとの記載が続く。

この「萬歳帳」（No.24）の記述によれば、豊岡村が禰津氏領だったのは、天正18年（1590）から元和元年（1615）迄であり、その後は幕府代官支配となり寛永8年（1631）の幕府による検地を挟んで、寛永12年（1635）からは寛永18年（1641）まで前橋藩酒井氏領となり、以後元禄11年（1698）に高崎藩松平輝貞領になるまでは、幕府代官支配であったということになる。

たしかに寛文8年（1668）の「上野国郷帳」では、豊岡村は「御蔵納御代官 雨宮勘兵衛・竹村弥太郎・久保田平九郎」の管轄とあり、幕府代官領であったことは確実である。

以上のように、「萬歳帳」の記載によれば、『上野国郡村誌』の中豊岡村分の記載にある禰津氏領であった期間が短くなり、延宝4年（1676）に松平左兵衛督領になったとの記述の真偽も不明となるが、中豊岡村の支配変遷を考える上では参考になる文書であることは間違いない。

この「萬歳帳」の記載を手がかりに、峯岸家文書を年代順に探ると、同家に残る最も古い文書である明暦3年（1657）9月26日付の「豊岡村西之新発之内神免除帳」（No.99）は、明暦3年に新田開発された若宮八幡宮（現下豊岡町）・疋間尺地（現上豊岡町引間の石神社カ）・下河原尺神（現下豊岡町の石神社カ）の社領のうち年貢免除地の田反別・作人を幕府代官諸星庄兵衛の配下と推定される青木弥兵衛・和賀平右衛門が確定した文書（写ではなく原文書）である。つまり明暦3年（1675）時点では豊岡村は幕府代官支配であり、3カ村に分村されてはいないようである。

「上豊岡村茂左衛門方」からの写ではあるが、元禄4年（1691）4月付の「川除御普請出入」（No.124、関連文書のNo.125にも）には、「延宝四年豊岡村の内上郷にて八百五十石余松平左兵衛督方へ相渡り」の記述があり、延宝4年（1676）には、豊岡村の「上郷」（おそらく後の上豊岡村分）が、松平左兵衛督（のちの吉井藩の藩祖、この時

点では幕府の旗本)領となったことが分かる。この段階では豊岡村はまだ3カ村には正式に分村しておらず、上・中・下の区分は「郷」と呼ばれて区分されていたらしい。この記述により『上野国郡村誌』の中豊岡村分の記載が年代的には確かめられるのではあるが(延宝4年)、しかし、松平左兵衛督領となったのは、中豊岡村分ではなく「上郷(上豊岡村)」分であり、『上野国郡村誌』の中豊岡村分の記載は誤りと考えられる。

さらに、やはり写ではあるが、元禄11年(1698)2月付の「上野国碓氷郡豊岡村差出」(No.98、『新編高崎市史』資料編7・No.2掲載)は、豊岡村の名主3名と組頭4名が高崎藩(松平氏)へ引き渡されるにあたって幕府代官の岡田庄太夫へ差し出した村明細帳である。この「差出」には「高五百五拾九石三斗三升三合 上野国碓氷郡豊岡村中郷」の記載はあるが「上郷」・「下郷」分の記載はない。原文書には両郷の記載があったと推定されるが、この文書は「中郷」分のみを写したものと考えられる。この文中に「式拾弐年以前巳年、本間五郎左衛門様御知行ニ相渡申候」の記載がある。22年前の「巳年」とは、延宝5年(1677)にあたる。これによれば、延宝5年からは豊岡村の「中郷(中豊岡村)」は、「知行」とあるので幕府の旗本であった「本間五郎左衛門」の領地となったと考えられる。

『寛政重修諸家譜』(巻6)によれば、この「本間五郎左衛門」は「義貞」であり800石の幕府の旗本であったが、延宝5年(1677)閏12月9日に「上野国多胡郡」の内で1000石を加増されている。おそらく「多胡郡」は「碓氷郡」の誤りであり、この加増された知行地が豊岡村の「中郷(中豊岡村)」であろう(但し、後年の元禄11年[1698]時点の中豊岡村の石高が559石3斗3升3合であるため、残り440石余の知行地が多胡郡内のいずれかの村であったのかもしれない)。以後、本間家は元禄11年までは上野国に知行地を有していると記されているので、同年まで「中郷(中豊岡村)」を領して可能性が高い。

残る「下郷(下豊岡村)」については、明治初年の『上野国郡村誌』の下豊岡村分の記載によれば、寛永4年(1627)から幕府代官諸星庄

兵衛の支配であり、延宝3年(1675)より幕府代官の平岡治郎右衛門、元禄7年(1694)より幕府代官の八木仁平、元禄8年(1695)より幕府代官の岡田庄太夫がそれぞれ支配しており、寛永4年から元禄11年までは、幕府代官が支配する幕府領であったことになる。

以上によれば、寛文8年(1668)の「上野国郷帳」では、豊岡村は、すべて幕府代官領であったことは確実であり、それが上・中・下に3分割されるのは、延宝4年(1676)に「上郷(上豊岡村)」分が旗本松平左兵衛督領に、翌延宝5年に「中郷(中豊岡村)」分が旗本本間五郎左衛門領になり、「下郷(下豊岡村)」分は引き続き幕府代官支配という「三領」(元禄4=1691年の「手形之事」No.118には差出人に「三ヶ領組頭」とある)に分割した支配体制が成立する延宝5年(1677)のことであった。

このような延宝年間における豊岡村の3カ村「分郷」については、下豊岡村の名主文書である梁瀬昭三家文書(請求番号M90051)の「No.土地4」の願書にも分村の年代を記した記載があり、分村年代は一致する。

なお、このように3カ「郷」の領主がそれぞれ違ってくれば、各領主は各「郷」をそれぞれ独立した行政単位の「村」として把握することになる。下書きのようではあるが、天和3年(1683)7月付の碓氷川の普請に係する「覚」(No.126)では、差出人である村役人の肩書には「上豊岡村名主富五郎」と「中豊岡村名主四郎右衛門」とあり、「村」名が明記されており各村には名主や組頭が置かれていたことがわかる。

このように3分割されていた「豊岡3カ村」(以下、上・中・下豊岡村を指す)は元禄11年(1698)には、一括して高崎藩(松平輝貞)領に引き渡されることになる。引き渡しを担当したのは、幕府領であった「下郷(下豊岡村)」の支配代官の岡田庄太夫である(No.24)。前述した元禄11年(1698)2月付の「上野国碓氷郡豊岡村差出」(No.98、『新編高崎市史』資料編7・No.2掲載)には、中豊岡村の村高と村名は、「高五百五拾九石三斗三升三合 上野国碓氷郡豊岡村中郷」と

記載され、「中豊岡村」の記載はない。幕府側（幕府代官岡田庄太夫）の認識からすれば、豊岡村は全体で一村であり、延宝年間にその一部分を「分郷」して旗本2名の領地としたが、幕府が把握した行政単位の「村」としては、あくまでも豊岡村全体で一村というものであったと考えられる。

幕府が作成した元禄14年（1701）の「上野郷帳」では、「高式千百六拾式石四斗六升七合 豊岡村」とあり、天保5年（1834）の「上野国郷帳」でも、「高式千百六拾式石四斗六升七合 豊岡村」とあり、「豊岡3カ村」の村名記載がないのは、元禄11年に高崎藩に引き渡したのは豊岡村一村のみであるという認識とそれに伴う引き渡しの記録が幕府側にあったためと推定できよう。なお、元禄14年時点で村高が2000石から2162石4斗6升7合に増加しているのは、新田分162石4斗6升2合を加算したためと考えられる（おそらく貞享3年〔1686〕に新田改があり、主として下豊岡村分の新田分が加算されたと推定される。梁瀬寅造家文書〔『群馬県史収集複製資料』第1集近世1-104-1のNo.1-収3〕などより）。

しかし、引き渡された高崎藩松平氏としては、現実の行政単位が上・中・下豊岡村の3カ村として、それぞれ名主・組頭も置かれ機能している以上、それを解体するよりもそのまま活用する方が合理的である。さらに、豊岡村全体では村高2000石を越える大村であり、村側としても実状が3カ村で行政が回っている以上、その変更は避けたいところであったと考えられる。

上豊岡町の飯野久雄家文書中に残る高崎藩の元禄11年11月付の年貢割付状の表題には、「寅之年上豊岡村御年貢可納割付之事」（No. 915）とあり、「上豊岡村」と明記されている。元禄11年は、高崎藩に引き渡された当年である。

さらに、元禄15年（1702）4月における高崎藩の豊岡村への検地では、上・中・下豊岡村の3カ村をそれぞれ独立した「村」として扱い、検地を施行している。写ではあるが「中豊岡村検地帳」4冊（No.1～No.3-2）が峯岸家に残されており、中豊岡村の田畑屋敷地の合計が38

町5反5畝8歩で外に西光寺分田畑屋敷の合計が1反7畝歩あったことがわかる（なお、村高記載はない）。

『群馬県高崎市・豊岡誌』によれば、下豊岡村の検地帳については、高崎図書館吉田一郎氏が筆写したものが残りその一部が同書に掲載されている（この筆写本4冊は高崎市立図書館蔵で閲覧可能、原文書も高崎市立図書館に残るが破損が大きく閲覧不可）。また同書によれば、上豊岡村の検地帳については原本・写本とも残されていないとある。

このように高崎藩松平氏は、幕府とは異なり元禄11年に引き渡された豊岡村を上・中・下の3カ村の「村」として把握していった。

9. 伝来

中豊岡町の峯岸家に伝来。昭和52年（1977）8月に群馬県史編さん室近世部会（No.1～163）、平成2年（1990）8月に高崎市史編さん室近世部会の調査が行われた（No.164～259）。令和4年（2022）11月11日に高崎市に寄贈され同市中央図書館に収蔵された。なお、寄贈後に再度目録を取り直し、枝番号の追加などを行った。

10. 地域の概要

<村高の変遷と耕地面積>

中豊岡村の村高の変遷は、江戸時代に幕府が作成した寛文・元禄・天保期の郷帳については、単独の村としては記載されておらず上・中・下豊岡村が豊岡村一村として、以下のとおり記載されている（この理由については、推定ではあるが上記「8. 管轄」の項を参照）。

ただし、明治初年頃作成された「旧高旧領取調帳」（『上野国郷帳集成』）には、上・中・下豊岡村3カ村別に記載されている。

<寛文8年〔1668〕・上野国郷帳>

高2000石	豊岡村	内1375石	2升	田方
		624石9斗8升		畑方

(御蔵納御代官支配＝幕府領)

<元禄14年 [1701]・上野国郷帳>

高2162石4斗6升7合 豊岡村

<天保5年 [1834]・上野国郷帳>

高2162石4斗6升7合 豊岡村

<明治初年・旧高旧領取調帳>

高 855石7斗8升 上豊岡村 (高崎藩領分・高崎縣)

高 559石3斗3升3合 中豊岡村 (同上)

高 729石8斗5升4合 下豊岡村 (同上)

これらの郷帳類の記載によれば、豊岡村は江戸時代初めには村高2000石という大村であった(全国平均では一村は500石程度)。この石高は、寛永8年(1631)の幕府代官「岡上九左衛門・諸星庄兵衛」による検地で決定されたものである(No.24)。

この寛永8年(1631)の検地帳については、全6冊の写が上豊岡町の飯野久雄家文書中に残されている(飯野久雄家文書No.12～17)。それによれば表題は全て「豊岡郡豊岡村御縄打水帳」とあり、その田畑屋敷別の反別(面積)は、以下のとおりである。

→田畑屋敷合計：137町5反 23歩
内田方：69町4反7畝23歩
内畑方：59町7反6畝22歩
内屋敷：8町2反6畝 8歩(内本屋敷4町8畝28歩
内新屋敷4町1反7畝10歩)
(畑方+屋敷)：68町 3畝

これによれば、寛永8年(1631)時点での豊岡村の田畑屋敷地の反

別は137町5反23歩であり、田方が69町4反7畝23歩であり、屋敷地を含めた畑方は68町3畝となり、田方反別の方がわずかに(1町4反4畝23歩)多い村であった。なお、この検地帳には石高記載はないため村高2000石の確認はできないし、上・中・下豊岡村の区分もない。

一方、寛文8年(1668)の郷帳による耕地別の石高では、豊岡村は田方が約70%で畑方は約30%と田方中心の村のようにみえる。但し、これは畑方の耕地の生産物も米の取れ高に換算した数値であり(単位面積当たりの畑の石高は田より少ないのが一般的)、これにより耕地別の面積などは比較できない。

その後、江戸時代前期の豊岡村一村全体の耕地別の面積については、下豊岡町の梁瀬寅造家文書(『群馬県史収集複製資料』第1集・近世1-104-1)中に分村前の延宝3年(1675)11月28日付の「上州豊岡領豊岡村卯御成ヶ割付之事」(No.収1)が残り、豊岡村一村の耕地反別(面積)が以下のとおり判明する。発給者は幕府代官の平岡次郎右衛門で、宛先は豊岡村名主・百姓である。

*高辻(村高)：2000石

*田畑屋敷反別(総合計：152町2反24歩)

→田畑屋敷合計：139町3反5畝18歩

内田方：69町 2畝12歩

内畑方：70町3反3畝 6歩(内屋敷7町9反9畝6歩)

→外畑屋敷合計：12町8反5畝16歩

内新屋敷：1町2反8畝19歩

*年貢高

→(取米合)：350石4斗3升9合

→(取永合)：63貫12文

これによれば、延宝3年時点の豊岡村の総耕地面積は、本田分とみられる田畑屋敷139町3反5畝18歩と新田分とみられる「外」の畑屋敷12町8反5畝6歩の合計152町2反24歩である。このうち田方は69町2畝

12歩で、屋敷地も含めた畑方は83町1反8畝22歩となる。田方が約45%、畑方（屋敷地も含む）約55%の割合である。耕地別面積では、延宝3年の豊岡村はやや畑方の方が多いい村といえる。

これを寛永8年（1631）の検地帳と比べれば、44年後の延宝3年（1675）の時点では、田畑屋敷地の総反別は14町7反歩ほどの増加がみられる。延宝3年の年貢割付状に見える「外畑屋敷」の合計12町8反5畝16歩がその多くを占めていると考えられる。新たに開発されたのは畑地であった。

なお、ほぼ200年後の明治初年の『上野国郡村誌』によれば、豊岡3カ村の耕地面積は、以下のように記載されている。

（上豊岡村） 田反別 : 45町2反2畝10歩
畑反別 : 44町7反9畝 4歩
宅地反別 : 13町3反1畝21歩
林反別 : 3町9反6畝 9歩
反別総計 : 107町2反9畝14歩

（中豊岡村） 田反別 : 19町6反2畝15歩
畑反別 : 28町6反5畝23歩
宅地反別 : 6町9反8畝 3歩
林反別 : 8反2畝13歩
反別総計 : 56町 8畝24歩

（下豊岡村） 田反別 : 35町7反1畝 7歩
畑反別 : 47町9反7畝14歩
宅地反別 : 10町6反1畝29歩
林反別 : 9反9畝28歩
芝地反別 : 3反1畝26歩
溜池反別 : 1畝 6歩
反別総計 : 95町6反3畝20歩

これらを合計すると、豊岡村全体の数値は以下ようになる。

（全豊岡村） 田反別 : 100町5反6畝 2歩
畑反別 : 121町4反2畝11歩
宅地反別 : 30町9反1畝23歩
林反別 : 5町7反8畝20歩
芝地反別 : 3反1畝26歩
溜池反別 : 1畝 6歩
反別総計 : 259町 1畝28歩

宅地は江戸時代では畑方に入るため畑方に合計すると、畑方の反別は152町3反4畝2歩となる。田反別は100町5反6畝2歩である。耕地別の面積では、畑方が約60%で田方が約40%となり、計測の基準に多少の違いがあるとしても約200年間で田方は31町歩余、畑方は69町歩余の耕地面積の増加があったことになる。豊岡村全体では江戸時代を通じて畑方の耕地の方がやや多く、新たに開発された耕地も畑方の方が多かったと判断できる。

このデータから考えれば、反別の計測基準数値が時代によって若干異なっていたとしても江戸時代前期の寛永8（1631）年～延宝3（1675）年迄の44年間で新田（といってもほぼ畑地）開発の数値14町7反歩は、かなり急激な畑地の開発が江戸時代前期に行われていたことを証明する数値といえる（また屋敷地の拡大は人口増加を示すものかもしれない）。

<地理的特徴>

《豊岡村全体》

豊岡村は、北側に烏川、南側に碓氷川が流れ、この両河川が村の南東部（下豊岡町）で合流している。北側の烏川右岸沿いには剣崎丘陵の台地が走り、その台地の南側は碓氷川左岸まで低地が続く。

碓氷川左岸沿いの低地部分には、西側から上・中・下豊岡村を中山道が通り人家の密集度もこの街道沿いが最も高い。この部分の家

並については、年不詳ではあるが江戸時代後期と推定される「上・中・下豊岡村中山道往還通沿屋敷絵図」(No.144)が峯岸家文書中に残されており、各家の所持者名と職業及び間口と奥行(畳)、街道沿いの道・橋・用水・社寺などが描かれている(『群馬県高崎市・豊岡誌』の史料編部分にこの絵図を図化し釈文・解説を付したものが掲載されている)。この絵図によれば、峯岸家の当主は「名主四郎右衛門」と記され中豊岡村の名主であり、その屋敷は「間口」8間・「奥」30畳とある。下豊岡村の名主は「兵助」で、その屋敷は「間口」7間5尺・「奥」24畳とある。上豊岡村では名主記載はないが、これは名主宅が中山道沿いではなかったからかもしれない。上豊岡村で茶屋本陣を営んでいた飯野家は「同(百姓)善左衛門」とあり「間口」11間・「奥」50畳とある。

この上豊岡村の飯野家には多くの古文書が伝来しており、豊岡村全体の3カ村の区分範囲や街道と人家(寺社)や河川・用水の大まかな配置状況については、飯野家文書中に伝来した文久元年(1861)5月の「上州高崎領分碓氷郡三豊岡村絵図」(『新編高崎市史』資料編7口絵写真、『群馬県高崎市・豊岡誌』口絵写真)で知ることができる(峯岸家文書には中山道沿いを描いた絵図は複数残るが、豊岡村や中豊岡村の全体を対象に描いた村絵図は無い)。

この絵図によれば、豊岡村3カ村はそれぞれ色分けされ、大まかには西側(安中側)が上豊岡村・中央が中豊岡村、東側(高崎側)が下豊岡村と分かれている。しかし、各村には多くの飛び地があり、その入り組み模様は複雑である(これは現在の町区分にも引き継がれている)。

絵図によれば、豊岡村全体の中央にあたる部分である北側台地の下の低地部分に西から東に「田方用水」ともう一本の用水計2本が描かれている。2本とも板鼻堰からの用水で北側の「田方用水」と記されている方が現在の藤川で中山道の北側を流れ下豊岡村で烏川と合流している。その南下側の用水は上・中豊岡村境で南側に方向を変え中山道を横切り、また東方向に向きを変えて、上豊岡村の碓氷

川から取水し西から東へ流れる「田方用水堰」である原郷堰と合流している。この原郷堰は中山道の南側を流れやはり下豊岡村で烏川に合流している。これらの用水により中山道の南北側の低地部分の水田耕作が営まれていた。

豊岡村の北側は烏川を挟んで群馬郡下小埜村と同郡上並榎村で、南側は碓氷川を挟んで碓氷郡鼻高村・片岡郡乗附村・同郡石原村である。中山道が走る西南側は碓氷郡藤塚村であり、北の烏川に向かって同郡八幡村・剣崎村と続く、東側は烏川を挟んで群馬郡下並榎村である。中山道を下並榎村に行くためには下豊岡村から烏川を渡る必要があった。文久元年5月時点では、渡河地点には「豊岡村中継場」の建物が描かれ、烏川には2本の橋が掛けられていた。西側の橋は「筏場定仮橋」と記され幅2間・長さ32間とある(脇に「弘化四未掛渡し橋」と有)。『新編高崎市史』(通史編3・近世)によれば、この定仮橋は、明和8年(1771)から高崎町人の請負が認められ毎年4月1日から9月晦日まで掛けられたという。たびたびの出水で流出したらしく脇書きにあるようにこの時の橋は弘化4年(1847)に掛けられたものであろう。東側の橋は「小橋」と記され幅2間・長さ1丈とある。これらの橋を渡れば対岸の下並榎村に入り、高崎宿へと向かう。

絵図の西南端部分には藤塚村との村境に中山道の一里塚が2つ描かれている。北側の浅間神社が藤塚村分の一里塚、南側の鳥居が上豊岡分の一里塚である。道の両側に境杭が描かれ「是より東、豊岡村」の貼紙がある。中山道の上野国部分は、江戸から西上すれば、神流川を越え新町宿・倉賀野宿・高崎宿・板鼻宿・安中宿・松井田宿・坂本宿を経て碓氷峠に至る道筋である。豊岡村は中山道が村内を通るが、高崎宿と板鼻宿の間にある村で、宿場ではないため本陣・脇本陣は存在しなかった。ただし、参勤交代で往来する大名や公家などの昼食や休息のための施設として上豊岡村には茶屋本陣(飯野家)が設けられていた。中豊岡村の字若宮には立場(荷継の人馬などが休息する掛茶屋)もあった。

また、下豊岡村には草津温泉や榛名山などを案内する石造の道しるべが現存し、下豊岡村が中山道から分岐する信州街道（草津街道）の起点の一つであったことがわかる。この道は下豊岡村から北西に向かい上豊岡村を通り烏川右岸沿いに剣崎村方向へ抜け神山宿を經由して榛名山・草津・信州方面へ向かう道筋（神山路）である。

なお、この絵図によれば上豊岡村分として烏川左岸の川沿い部分にもかなりの土地があり、道筋が烏川を越えて描かれている。

《中豊岡村》

この絵図により中豊岡村部分に注目すれば、その村域は中山道沿いの家並の中央部分を含む豊岡村全体の中心部である。しかし、村の中心部に位置する豊岡村では最大の寺院である曹洞宗の常安寺（禰津氏の菩提寺・元亀元年〔1570〕開基）や最大の神社である若宮八幡宮は本来なら中豊岡村に属すべき位置だが、なぜか飛び地のように下豊岡村分となっている。下豊岡村との境にある天台宗の薬王寺も下豊岡村分である（峯岸家は薬王寺の檀家）。したがって、中豊岡村には大きな寺院や神社は存在せず、天保4年（1833）時点では無住であった真言宗西光寺が所在するのみである。

一方で、前述したように中豊岡村の飛び地が点々と下豊岡村分に多数存在している。このような飛び地は上豊岡村部分には存在しない（但し、上豊岡村の人家が東西の帯状に中豊岡村部分に存在している）。さらに注意すべきは、中豊岡村分の村域は、飛び地部分を除けば碓氷川にも烏川にも接していない点である。

これら豊岡3カ村の村域確定の経緯については、やはり延宝4～5年時点での「分郷」が、どのように実施されたかによるため、現状では未解明というしかない。

＜江戸時代元禄期中豊岡村＞

江戸時代中期の中豊岡村の概要については、前述の元禄11年（1698）2月の幕府代官「岡田庄太夫」の手代に提出した「上野国碓氷郡豊岡村差出」（No.98、『新編高崎市史』資料編7・No.2に掲載）の

記載が詳しい。その概要は以下のとおりである。

但し、この原文書は豊岡村全体が高崎藩松平氏へ替地になるにあたって作成された文書と推定されるが、写として残されているのは「豊岡村中郷（中豊岡村とは記載していない）」分のみである。

- * 検地は、寛永8年（1631）の幕府代官「諸星庄兵衛」の支配であった時、「岡上九左衛門・市川孫右衛門・諸星庄兵衛」による検地があったと記されている。この検地で豊岡村は村高2000石と確定したと考えられる。
- * 村高・反別は、「豊岡村中郷」が高559石3斗3升3合。反別が32町9反9畝6歩内6反5歩川欠とあり、内訳として田方15町2反5畝1歩内2反3畝8歩川欠、畑方18町7反4畝5歩内3反6畝27歩川欠、内3畝歩蔵屋敷二成とある。この外に、新田見取田1反1畝23歩と新田見取萩畑1反6畝21歩があった。耕地面積では畑がやや多い。
- * 小物成・野銭山銭・川運上・船運上・地頭林は、無い。
- * 秣場山は、高崎領分である碓氷川対岸の「乗附村・寺尾村山」へ高崎藩より山札を買って高崎領分と「入合（会）」している。
- * 蔵屋敷は、反別3畝歩で年貢免除地である。
- * 陣屋・籠屋（旅籠屋カ）は、無い。
- * 鉄炮は、5挺あったが、平岡次郎右衛門が代官の時に「御取上げ」になり、現在は1挺もない。
- * 種借・夫食借りは、無い。
- * 御傳馬・助郷は、高崎町に対するものがあるが、「古来より川継相勤候ニ付平日助郷相勤不申候」とある。
- * 上り田地・切死丹（キリシタン）類族の者・酒屋・市場・越石・籠（牢）舎追放者は、無い。
- * 江戸への道法は、27里程である。
- * 御朱印地は、無い。
- * 西光寺中共除地は、田畑1反7畝歩程あるが、これは「高之外」である。

- *領主は、22年以前の「巳年（＝延宝5年）」に「本間五郎左衛門様御知行ニ相渡申候」とある。
- *豊岡村の内外枝郷は、無い。
- *米問屋は、信濃米問屋が2軒ある。
- *川除場は、15ヶ所ある。「碓氷川端年々御扶持方米被下候」とあり、外に「金ヶ崎」1ヶ所は「豊岡村三領立合之場」とある。
- *用水場は、「板鼻堰口八ヶ領入相」。人足扶持は地頭より「米壺俵ツゝ年々被下候」とある。
- *「年貢米納下り米」は、5俵1斗8升7合9勺。「畑方年貢納下り金」は、4両3分鏝561文とある。この「下り」の意味は、前年との差額を指すとも考えられるが、不明である。
- *最後に、元禄元年（1688）～元禄10年（1697）までの10年間分の年貢米・年貢金の数値が記載されている。

<江戸時代享和期中の豊岡村>

江戸時代後期中の豊岡村の概要がわかる文書としては、明治6年（1873）に書き改められた文書であるが、内容としては享和元年（1801）の「御分間御絵図御用・村方往還通明細書上帳」（No.68）が残されている。

これは寛政年間に幕府の道中奉行所が作成を始めた「五街道分間延絵図」のための下準備のための文書であり、その中豊岡村分である。絵図は文化3年（1806）冬には将軍に献上され、その豊岡3カ村部分は、『群馬県高崎市・豊岡誌』の口絵写真に掲載されている。

なお、この文書を明治6年に書き改めたのは、板鼻堰についての調査要請があったため、副区長であった当時の当主峯岸四郎がこの享和元年の文書を基にして、「壺小区調所」へ提出したためと考えられる。巻末に、板鼻宿・八幡村・剣崎村・藤塚村・上豊岡村・中豊岡村・下豊岡村の7ヶ村組合で御公儀様御普請2ヶ年その後は組合村々にて板鼻堰を普請してきたとの文言があり、さらにこの板鼻宿堰口については、板鼻宿から委細申し上げると付記されている。この文

書の主な概要は、以下のとおりである。

- *江戸までは、中豊岡村御高札より27里程である。
- *高崎までは、中豊岡村御高札より25丁（町）である。
- *板鼻までは、中豊岡村御高札より1里である。
- *村内往還脇道は、6ヶ所ある。
- *村高は、559石3斗3升3合である。田は15町9畝29歩、畑は20町1反8畝3歩である。
- *御用水は、村内往還通りには無いが、榊原小兵衛様御代官所板鼻宿西入口字板鼻堰と申す処より碓氷川を引き入れ、末水は村下豊岡村へ流れ出ている。
- *竹木類船積筏下ケは、無い。川通りで魚とり渡世は村方には無い。
- *村往還通は、長さ418間（下豊岡境より上豊岡村境迄）、巾2間半より3間迄、但し両側。
- *御普請は、天明3卯年御手伝御普請、天明6午御手伝御普請、右両度御普請は、上豊岡村・中豊岡村両村組合にて仕り候。寛政元酉年御国役御普請は村方ばかりで仕り候。この3度は御公儀様御普請で、碓氷川通字関口下右往還に差障り候に付願上候、其節の扣書は村方にある。
- *村並木は、無い。
- *掃除は、村方にて行っている。
- *村往還通家並は、家並分69軒、但し両側。右側家数は、35軒、但し裏畑。左側家数34軒、但し裏畑。右側家並の内下豊岡村分飛々家数5軒。往還より北裏は村方分字藤川家数5軒。往還より南裏は飛々家数9軒、但し家並裏は田畑。並木・林など無い。
- *往還通家並の内往還渡世を仕り候は、信州米并雑穀請払問屋3軒、小売酒屋2（3に直しカ）軒、茶屋商売2軒、髪結渡世1軒。右の外に信州より雑穀附下ケ村方にて売買しているの、この荷物

- 請払いの間屋2軒がある。
- * 立場茶屋は、「字若宮」に「立場」がある。この立場より高崎までは30丁（町）、板鼻までは1里。
 - * 山々は、無い。
 - * 遠山見渡しは、往還より北東は赤城山。北は春名山で6里程。西は浅間山で13里程。南は乗附山で12丁（町）程。これらは上豊岡村境字若宮西と申す処より相見え申し候。
 - * 村内御林・最寄御林・地頭林・百姓林・山獵人・御朱印地は、無い。
 - * 大門ばかり往還にあるのは、下豊岡村分禅宗常安寺大門往還より北にある。上豊岡村分禅宗宗伝寺大門往還より南にある。
 - * 門前百姓は、無い。
 - * 御除地は、高1反7畝歩の真言宗西光寺、境内東西19間、南北34間。本堂・七観音堂・愛宕堂・百番供養石が境内にある。
 - * 往還付に、村内に若宮八幡宮社があるが、これについては下豊岡村分である。したがって往還付は西光寺だけである。御年貢地の分は、百姓並に諸役を勤めている。
 - * 五穀の外に作っているのは、大根・芋・蕪・午房・茄子である。
 - * 農業は、男は農業ばかりで外に手業は無い。女は作方の間に糸絹手業をしている。
 - * 名物名産は、蚕飼桑近国よりは多分産物である。
 - * 傍示杭は、村内には無い。
 - * 往還付御高札は、高さ1丈・長さ2間・横5尺、7枚ある。この高札の普請入用は、領主より下されているが、地所は御年貢地で百姓持なので地代は「三豊岡村」より割合差出している。
 - * 高崎宿への助郷村であるが、烏川出水の時は「川継御伝馬」を勤めるので平日は、御伝馬は勤めていない。
 - * 往還通村内山坂は無い。碓氷峠より引き続き前後川付岡地なので田畑には高低はある。
 - * 往還中に堂宮は無い。

- * 村内往還通に川々舟渡し、歩行越しは無い。
- * 川留メアキ并注進等の義は無い。
- * 川高札は、無い。
- * 川会所・船守などは、無い。
- * 往還通村内石橋・土橋・板橋などは無い。
- * 天水場は、村方には無い。
- * 堤は、往還通・村内には無い。左方南裏碓氷川通字関口下堤長さ120間、高さ9尺、馬踏2間、片敷2丈5尺、往還囲の堤は寛政元西年御普請をしてくださった。
- * 用水堀は、村内往還には無い。
- * 悪水堀は、無い。
- * 溜井は、無い。
- * 堰は、村方分は字藤川長さ798間、往還より右の方裏通田地懸申し候、巾2間より1間半迄、但し上豊岡村境より下豊岡村境迄の間数、下豊岡村分へ水引落し申候

11. 文書群の特徴

峯岸正男家文書は、中豊岡村の江戸時代の公的な名主文書と明治時代から昭和初期までの公私にわたる文書からなる文書群である。

同家当主は、江戸時代はじめから「四郎右衛門」の名前を世襲したようで、写ではあるが天和3年（1683）の文書（No.126）には「名主四郎右衛門」とあり、その頃から峯岸家当主は中豊岡村の名主を断続的に務めていたと考えられる。

文政10年（1827）頃に幕府により編成された改革組合村では、碓氷郡中豊岡村は群馬郡高崎宿寄場組合（高崎宿と53カ村で構成）に属したが、弘化5年（1848）からは当主四郎右衛門は同村の名主であり改革組合村の「小惣代」も務めている（No.73）。嘉永6年（1853）正月時点では、峯岸家当主四郎右衛門は32歳で農業以外の渡世はしておらず所持高は25石6斗であった。安政年間には高崎宿寄場組合の「大惣代」となっている（No.83、No.74）。以後、明治維新期には「四

郎」と改名するが、豊岡村戸長・第11大区1小区副戸長・同副区長などを明治14年（1881）頃まで務め、中豊岡村のみならず豊岡村全体の村政の先頭に立っていた。

以下、峯岸家文書のうち主な文書を紹介する。

<戸口関係>天保4年（1833）8月付の宗門人別改帳（No.11）が最も古く、明治4年（1871）8月付の改帳（No.26）まで8冊が残されている。これらによれば、中豊岡村の人数・軒数などは以下の通りである。

（天保4=1833年）： 266人・75軒・馬7疋

（弘化2=1845年）： 293人・75軒

（嘉永3=1850年）： 319人・75軒

（文久2=1862年）： 318人・76軒

（文久3=1863年）： 319人・76軒

（元治元=1864年）： 326人・76軒

（慶応4=1868年）： 336人・76軒

（明治4=1871年）： 334人・76軒

中豊岡村の宗門人別改帳によれば、江戸時代後期の家数は75～76軒に固定されており変化はないが、人口は天保4年の266人が最低値で、以後明治維新时期にかけて人口増加がみられ、最高値は慶応4年の336人である。

但し、安政5年（1858）6月15日付の「碓氷郡中豊岡村七ヶ年目人別改」（No.134、No.135）では、嘉永5年（1852）の人数334人・安政5年の人数355人とある（近い年代の宗門人別改帳との数値に差があるのは調査対象の定義が相違していた可能性が有る）。

また、峯岸家文書には、上・中・下豊岡村3カ村の人数・軒数・馬数が記載された嘉永4年（1851）4月付の「三豊岡村人別家数下調帳」（No.100）も残り、その数値は以下の通りである。

（嘉永4=1851年）： 上豊岡村569人・152軒・馬20疋

中豊岡村338人・75軒・馬10疋

下豊岡村372人・84軒・馬13疋

嘉永4年時点での豊岡村3カ村の合計人口は1279人・家数311軒・馬43疋であり、中豊岡村は3カ村の中では人数・家数・馬数では最も小規模な村である。

<土地関係>検地帳は、前述したように豊岡村全体での検地は、寛永8年（1631）幕府代官「諸星庄兵衛」の支配であった時、「岡上九左衛門・市川孫右衛門・諸星庄兵衛」による検地があったが、この検地帳は峯岸家には残されていないが、前述のとおり全6冊の写が上豊岡町の飯野久雄家文書中に残されている（飯野久雄家文書No.12～17）。

峯岸家文書には、元禄15年（1702）4月付の高崎藩による「中豊岡村」の検地帳の写本4冊がある。内訳は田畑検地水帳2冊（No.1とNo.3-1）、屋鋪検地水帳1冊（No.3-2）と四壁并芝野検地水帳（No.2）である。この検地は6尺1分竿を使用し、1反=300歩の基準で行われた。田畑屋敷地の合計は38町5反5畝8歩（屋敷地分3町1反6畝9歩、田方17町6反1畝4歩、畑方17町7反1畝25歩）であり、外に西光寺分の田畑屋敷1反7畝歩と藪1町2反6畝15歩・芝野2反26歩も検地によって確定した。ただし、村高の記載はない。

これを元禄11年（1698）の「上野国碓氷郡豊岡村差出」（No.98）の数値である田畑総反別32町9反9畝6歩内6反5歩川欠（田方15町2反5畝1歩内2反3畝8歩川欠、畑方18町7反4畝5歩内3反6畝27歩川欠、内3畝歩蔵屋敷二成）と外に算出されていた新田見取田1反1畝23歩と新田見取萩畑1反6畝21歩の合計である約33町3反歩の数値と比べれば、約5町歩の田畑屋敷地の増加（正確な比較はできないが田方・畑方共に2町歩余ずつの打ち出し）があったことになる。

田畑名寄帳としては、元禄15年4月付の「田畑名よせ帳」（No.23）、宝暦7年（1757）4月付の「田畑名寄改帳・中豊岡村」（No.4）、天明元年（1781）2月付の「田畑反別帳」（No.22）、天保13年（1842）3月付の「田畑名寄帳・壺番」（No.5）と「田畑名寄帳・二番」（No.6）

がある。

<年貢関係> 峯岸家に残る年貢割付状で最も古いのは、写でありかつ前欠ではあるが、延宝7年(1679)10月5日付の文書(No.139)である。差出人は「板橋善太夫、中村安右衛門」であり、宛先は「豊岡村名主・百姓中」とある。豊岡村とあるが、この文書の内容は下豊岡(郷)村分の記載であり、中豊岡(郷)村分の年貢割付状ではない。

このことがわかるのは、下豊岡村分の名主文書が残る梁瀬寅造家文書に延宝6年(1678)12月付の「上州豊岡領豊岡村午之年貢割付之事」(No.1-収1)の本紙があるためである。その差出人は「佐々源太夫、中村安右衛門」とある。このうち「中村安右衛門」は両文書に共通して記されている。当時下豊岡村は幕府代官支配で平岡次郎右衛門が代官であったと考えられるが、なんらかの事情で代官自身の名ではなく、その配下の「中村安右衛門」「板橋善太夫」「佐々源太夫」が年貢割付状を下豊岡村に発給したと推定される。なぜ、下豊岡村の年貢割付状の写が中豊岡村の峯岸家に残されたかは不明であるが、中豊岡村分のものではない。

したがって中豊岡村の年貢上納高がわかるのは、元禄11年の「上野国碓氷郡豊岡村差出」(No.98)の巻末記された旗本本間五郎左衛門領であったと考えられる元禄元年(1688)～同10年(1697)迄の年貢米・永高の書上による。

さらに、峯岸家文書には高崎藩松平氏領になってからの元文3年(1738)～嘉永2年(1849)までの年貢割付状が断続的に16通残っている(内宝暦8年の1通は本文部分欠)。その数値をまとめれば以下の通りである。

(元禄元年) : 米130石5斗4升7合3勺	永25貫274文6分7厘
(元禄 2年) : 米126石7斗9升5合	永25貫492文1分6厘
(元禄 3年) : 米141石5斗5升8合	永25貫492文1分6厘
(元禄 4年) : 米136石 1升7合8勺	永25貫417文8分8厘

(元禄 5年) : 米105石2斗3升8合	永24貫504文7分
(元禄 6年) : 米 97石1斗5升1合	永23貫599文3分3厘
(元禄 7年) : 米134石4斗3升3合	永23貫599文3分3厘
(元禄 8年) : 米127石1斗 7合	永23貫599文3分3厘
(元禄 9年) : 米119石5斗1升7合	永23貫928文5分
外二前々川欠立帰り新田見取米3斗5升2合・永70文2分	
(元禄10年) : 米115石8斗2升8合5勺	永24貫 42文5分
外二前々川欠立帰り新田見取米3斗5升2合・永70文2分	

<以上、旗本本間五郎左衛門領分>

(元文 3年) : 米111石2斗6升6合	永30貫733文
(寛保 2年) : 米 61石2斗1升5合	永26貫815文
(延享 2年) : 米 91石6斗 4合	永29貫536文
(寛延 2年) : 米107石4斗 6合	永29貫770文
(宝暦 6年) : 米113石3斗6升4合	永29貫770文
(宝暦 9年) : 米113石8斗4升7合	永29貫802文
(宝暦11年) : 米113石9斗4升7合	永29貫866文
(安永 5年) : 米114石9斗7升9合	永29貫837文
(天明元年) : 米114石5斗4升8合	永29貫837文
(天明 5年) : 米114石5斗1升6合	永29貫821文
(寛政 4年) : 米 75石3斗4升9合	永28貫476文
(寛政11年) : 米 88石 1升5合	永32貫135文
(享和 2年) : 米 87石4斗6升7合	永32貫427文
(天保13年) : 米 89石5斗2升1合	永32貫373文
(嘉永 2年) : 米 89石9斗4升7合	永32貫298文

<以上、高崎藩松平氏領分>

豊岡村3カ村は、元禄11年(1698)以降は高崎藩松平氏の領地となるが、それ以前は高崎藩領ではない。高崎藩では、江戸時代初期に同藩領分であった村々を「古領」と呼び、その年貢徴収方法は、当時の関東地方の幕府領や諸大名領が一般的に採用していた

田方米納・畑方永納（金納）の方式とは異なり、畑方も米納であった。しかし、のちに高崎藩領となった村々は「新領」とされ、高崎藩領以前の年貢徴収方法をそのまま継続していたと推定される。豊岡村はこの「新領」に該当するため、田方は米納・畑方は永納（金納）の村であった。旗本本間氏領でもその方式で年貢が徴収されていたと考えられる。なお、峯岸家に残された元文3年以降の高崎藩の年貢割付状では、5ヶ年単位の定免方式で年貢が徴収されている。

上記の年貢賦課状況を見れば、田方の米納年貢高が最も高かったのは、本間氏時代の元禄3年（1690）の米141石5斗5升8合である。本間氏領での年貢の数値は元禄10年（1697）迄であるが、この元禄3年の米納数値を越えることはなく、元禄10年には米115石8斗2升8合5勺にまで低下している。元禄11年には高崎藩松平氏領となり、元禄15年には高崎藩による検地が実施され、田方反別も2町程度増加したにもかかわらず、高崎藩領時代の最高値は、安永5年（1776）の米114石9斗7升9合であり、米納年貢高は増加していない（寛保2年の米61石2斗1升5合という極端に低い数値は関東地方を襲った大水害の影響）。寛政4年（1792）には、米75石3斗4升9合にまで低下している。その後も大きく回復することなく寛政11年以降は80石台後半で安定している。

畑方の永納年貢高が最も高かったのは、本間氏領時代では元禄2～3年（1689～90）の永25貫492文1分6厘であるが、元禄5年以降には永23～24貫文台に低下している。高崎藩時代になると元禄15年の検地で畑方反別が2町程度増加したことを反映してか永29～30貫台に上昇している。さらに、寛政11年（1799）以降は享和2年（1802）の永32貫427文を最高値として、ほぼ永32貫台前半で安定している。これには、畑方反別（面積）の増加があった。

高崎藩の寛政4年（1792）の年貢割付状（No.158）迄は、中室田村の畑方反別は「20町8反8畝4歩」であったが、寛政11年（1799）の年貢割付（No.20）では、畑方は「21町2反5畝24歩」に増加して

いる。但し、田方の反別には変化はない。また、寛政4年迄の年貢割付は継紙の状物の形態であったが、寛政11年以降の年貢割付は冊物の形態の帳簿となっている。この寛政4～11年の間に、中豊岡村では畑方の耕地改があったと推定される。畑方の耕地改に関連する文書は峯岸家文書には存在しないが、その結果、畑方の耕地面積が増加し、それに伴い寛政11年以降の畑方分の永納年貢高の数値が32貫文台に上昇したと推定される。

高崎藩松平氏では、幕府領などにおける「年貢皆済目録」という表題の文書を発給していないが、これに類似するものとして「御年貢米金諸色納払通」または「御年貢米金并小物成付替帳」と題する帳簿を各村に発給していた。峯岸家文書には、宝暦4年（1754）12月付の帳簿（No.81、『新編高崎市史』資料編7・No.159に掲載）と文政6年（1823）12月付の帳簿（No.85）が残る。これらによって中豊岡村で徴収された年貢米永の明細内訳が年貢割付には記載されていない賦課税（冥加永など）も含めて判明する。

なお、「皆済目録」の表題のある安永2年（1773）の文書（No.130）が1通存在するが、これは緑埜郡上西平井村（現藤岡市）兵部組の文書であり、なぜ峯岸家文書中にあるか理由は不明であるが、中豊岡村の文書ではない（その外にも上西平井村の宝暦6年の文書No.117が峯岸家文書に残る）。

さらに、「御年貢度々納庭帳」の表題を持つ帳簿が、天保5年（1834）正月付（No.28）、天保7年正月付（No.34）、天保14年正月付（No.30）、天保15年正月付（No.29）、安政2年（1855）正月付（No.33）の5冊残る。これは村内で峯岸家当主である名主四郎右衛門が米・麦・大豆などの年貢徴収を行い郷蔵に納入した際に日付・人名・年貢数量などを書き上げた帳簿である。

<助郷関係>助郷とは、宿場の人馬継立業務を補充するために幕府が宿場近郊の村々に課した夫役である。豊岡村3カ村は中山道板鼻宿と高崎宿の間に位置し、烏川右岸の下豊岡村には渡し場（筏

場と呼ばれていた)が置かれていた。その位置からすれば、当然助郷役が課せられる村であったが、豊岡村3カ村は「平日」の助郷役を免除されていた。

その理由について『新編高崎市史』(通史編3・近世)には、以下の記載がある。烏川の渡し場は、もともとは歩渡しが原則であったが、寛文9年(1669)には船渡しが行われ、高崎藩が毎年10月から4月迄は、土橋を掛けていた時期もあったが、明和8年(1771)からは高崎町人の請負により定仮橋が毎年4月1日から9月晦日迄掛けられるようになった。しかし、たびたび出水で流出したため、その際には渡船(2艘)に変更している。また、烏川が増水した際には、高崎・板鼻両宿間の荷物等の継ぎ送りが宿場の御定人馬や助郷村々の人馬だけでは不足するので、豊岡村3カ村は、おそくとも正徳2年(1712)頃から御用荷物の運搬のため川継ぎ伝馬役を勤めていた。このため、豊岡村3カ村は高崎宿の助郷役が免除されていた。

このことを写ではあるが確認できるのが、享保3年(1718)7月付の「高崎町江助郷并加村覚帳」(No.94)である。豊岡3カ村は烏川満水の節には「高崎町役人馬請払仕候」なので元禄7年(1694)からは助郷役を除くと記されている。

しかし、幕末期になり中山道の「往還御用御荷物御継立人馬」が増加すると、高崎宿定助郷・加助郷30カ村は豊岡3カ村が助郷役を免除されていることに不満を募らせ、安政3年(1856)5月には「定助郷並之通、往還御用御継立相勤候様」高崎藩に訴え出る(「高崎宿助郷一件記録」『新編高崎市史』資料編6・近世Ⅱ・No.203)。

この一件に対する豊岡3カ村の対応は、安政5年9月付の上豊岡村の飯野家文書中の「川継御伝馬勤高調控」(『新編高崎市史』資料編6・No.204)や峯岸家文書の同年11月付の「五箇宿人馬勤高平均調」(文書No.97、『新編高崎市史』資料編6・近世Ⅱ・No.205)や同じく峯岸家文書の同年12月付の「伝馬一件愁訴状写」(No.91)に記載がある。さらに、この一件は幕府でも評議されており、その内

容が安政6年4月付の写が「一件秘書」(No.90)として峯岸家文書に残されている。最終決着をみるのは、文久3年(1863)11月付の高崎藩郡方奉行宛の「訴訟一件熟談内済御願下ケ」の願書(No.147)によってである。それによれば、助郷村々から300両、豊岡3カ村から200両を高崎藩に上納して年々1割50両の利息を毎年12月に助郷惣代へ御下げ渡しにするという仕組みを新たに設けるという方法での解決であった。翌年2月には、豊岡村3カ村は助郷村々への助成金として金200両を高崎宿の田町・新町・本町・連雀町の間屋年寄らに納めている(No.129)。同年7月6日付の「御伝馬一件御請書之写」(No.92)も残る。

<用水・川普請関係>上豊岡町の飯野家文書中に伝来した文久元年(1861)5月の「上州高崎領分碓氷郡三豊岡村絵図」(『新編高崎市史』資料編7口絵写真、『群馬県高崎市・豊岡誌』口絵写真)によれば、豊岡村全体の中央にあたる部分である北側台地の下の低地部分に西から東に「田方用水」(板鼻堰)が流れている(2本描かれている)。その南側に中山道が走っているが、そのさらに南側の碓氷川との間の低地部分にも「田方用水堰」(原郷堰)があり上豊岡村で碓氷川から取水した用水が西から東に走っている。これらの用水により水田耕作が営まれていた。原郷堰については、豊岡3ケ村の中だけを通る用水であるためか、峯岸家文書中には関係文書は特に残されていない。

一方、板鼻堰は、『群馬県高崎市・豊岡誌』によれば、板鼻宿の中山道渡河地点で碓氷川の水を取り入れ、板鼻宿(現安中市)・八幡村・剣崎村・藤塚村・上豊岡村・中豊岡村・下豊岡村に配水され、水田約140町歩を灌漑する用水である。開削の時期は不明であるが、「板鼻堰史」では、慶長年間(1596~1615)の中期、徳川家康の重臣酒井重忠の管領下、代官里見讃岐守忠重の肝煎りで開削され、その後元和7年(1621)頃までに八幡・剣崎・豊岡へと徐々に延長・整備されたという。元禄11年の「上野国碓氷郡豊岡村差出」(No.98)にも「用

水場板鼻堰口八ヶ領入相、人足扶持御地頭様より米壺俵ツゝ年々被下候」とある。村取水口は、はじめ旧中山道渡河地点を少し南へ下がった所にあったが、慶応2年（1866）には9間下流に移す普請があり、その際の議定書（No.116、『新編高崎市史』資料編7・No.72に掲載）が峯岸家文書中に残されている。年不詳であるが「板鼻堰新規場所引直籠絵図面」（No.142-1）は、この関係の絵図かもしれない。取水口が中山道北方の現在地（安中市中宿）に移されたのは、昭和48年（1973）のことである。

取水口のある板鼻宿以外の水下村々は、取水口付近の堀浚いを毎年行っており（No.106）、明治5年（1872）2月付の「板鼻堰一件小前連印帳」（No.53）によれば、板鼻宿は旧来より普請人足は免除されており、水下村々が普請を行っていたことがわかる。また、天保8年（1837）は「稀成旱魃」となり、碓氷川の水量が減り「用水引入不足」に陥り、水下村々の「田方仕付」が出来なくなり、板鼻宿と水下村々の間で争論が発生した。このため、「隣村役人」が仲介して用水の分水日割り規定を取り極めている（No.115、『新編高崎市史』資料編7・No.64に掲載）。

<若宮八幡宮関係>豊岡の若宮八幡宮は、現下豊岡町に所在する神社である（江戸時代も下豊岡村）。本社は碓氷郡八幡村の八幡宮である。

同宮は豊岡3カ村の総鎮守であったため、峯岸家文書にも、若宮八幡宮関係の文書が残されている。峯岸家文書でも最も古い明暦3年（1657）の「豊岡村酉之新発之内神免除帳」（No.99）には、「若宮八幡免」として4反8畝8歩が記されている。宝永5年（1708）2月29日付の「証文之事」（No.120）には、「若宮八幡宮社地神子・祢宜共下郷（下豊岡村）御帳面（検地帳）に詰候へ共三ヶ村の惣鎮守」なので、何事によらず3カ村立合い相談で勤めるとある。さらに「御宝金三両薬王寺へ預け置き申候」とも記されている。薬王寺は、やはり下豊岡村（現下豊岡町）にある天台宗寺院である。

明和8年（1771）12月18日付の「差上申由緒書覚」（No.114）は、若宮八幡宮の庭掃除人の清蔵が、曾祖父の半左衛門の代までは「社務役（神役）」を勤めていたのだが、半左衛門が社務役を厭い「平百姓」になり、「御社の鍵」は「神巫ひこ王」に譲った以降の経緯を記している。その後、若宮八幡宮の庭掃除人は後継者が無くなったため、清蔵の親平作が、享保16年（1731）12月20日に召し出され庭掃除人となったが、本来の由緒は庭掃除人ではなく「神役」であることを訴えた文書である。これには豊岡村3カ村の名主以下の村役人の奥書もある。この時期は、同宮に正式な神主は不在であったらしい。

寛政元年（1789）9月の「口上」（No.111）には、薬王寺から若宮八幡宮の社僧別当を勤めたいとの申し出があり、村中寄合相談の結果、これまでの通り「氏子持」にて「村持」にすることを決めている。その後も薬王寺からの同様な要望があったことは、文化14年（1817）7月の願書（No.113、『新編高崎市史』資料編8・No.354に掲載）からもわかる。

若宮八幡宮の普請関係文書も、安政5年（1858）3月付の「鎮守八幡御普請入用帳・三豊岡村」（No.45）など数点が残されている。なお、明治期に入ってから群馬県に提出した若宮八幡宮の神社明細帳については、記載に誤りがあったため、明治19年（1886）～同20年にかけて誤謬訂正を行っている（No.233、No.234、No.236、No.237）。

また、年不詳であるが若宮八幡宮の西方中山道沿いの中豊岡村内にあった「伊勢殿」は、伊勢大神宮の内宮御師上野清太夫の旅宿などとして使用されていた施設であったことがわかる文書（No.122、『新編高崎市史』資料編8・No.356に掲載）も残されている。

<改革組合村関係>天明3年（1783）の浅間山の噴火とその後の天明の飢饉により、上野国など関東地方の農村荒廃と幕府領・旗本領・大名領が錯綜する農村における治安・風俗の悪化が進行した。幕府はこれに対応するため、上野国群馬郡岩鼻村には寛政5年（1793）に代官陣屋を設け、また文化2年（1805）には関東取締出役（八州廻り）

を設置して大名領・旗本領にも幕府の治安維持権限を拡大させた。この関東取締出役の活動を、支配領主の別を問わずに地域的なまとまりによって編成した村々が支援するために組織されたのが、改革組合村（寄場組合村）である。その組織は、領主に関係なく地理的に近い5カ村程度を小組合とし、この小組合を10前後まとめて大組合をつくるというものであった。小組合には各村の名主の中から小惣代が1名選ばれ、大組合には大惣代が小惣代の中から選ばれ世話役となった。

幕末に峯岸家当主で中豊岡村名主でもあった四郎右衛門は、弘化5年（1848＝嘉永元年）から「高崎宿寄場外五拾三ヶ村組合」の小惣代を勤めていた。このため高崎宿寄場組合の嘉永6年（1853）正月付の「組合高并寄場役人大小惣代道案内人名前帳」（No.72）と安政2年（1855）3月付の「寄場役人大小惣代道御案内人名前其外書上帳」（No.73、『新編高崎市史』資料編5・No.217に掲載）が峯岸家に残った。

さらに四郎右衛門は、安政4年頃には大惣代に推挙されており（No.83）、安政6年3月時点では、大惣代となっている（No.74）。安政7年（＝万延元年、1860）2月23日～9月15日迄の記載がある「御改革御用向日記・高崎寄場五拾三ヶ村組合」（No.77、『新編高崎市史』資料編5・No.219に掲載）には、関東取締出役からの物価統制や治安維持に関する廻状の写が記されている。しかし、これ以後、四郎右衛門の肩書に改革組合村関係の役職が記された文書はないため、万延元年以降は大小惣代には就任していなかった可能性が高い。この理由については、後述の＜幕末から明治初期の峯岸家＞を参照のこと。

＜和宮通行関係＞孝明天皇の妹和宮を、第14代将軍徳川家茂の夫人に迎えることは、安政7年（＝万延元年、1860）10月に決定された。和宮一行が中山道を経由して江戸に向かい京都を出発したのは、翌文久元年（1861）10月であった。上野国内での日程は、11月9日に坂本宿本陣に宿泊、10日に板鼻宿本陣に宿泊、11日に豊岡村を通過し、高崎宿に入り倉賀野宿・新町宿を経て武蔵国に入り本庄宿本陣に宿

泊している。

この和宮通行関係では、表題に「和宮」とある文書は同年12月付の「和宮様御下向ニ付御伝馬諸入用取立帳」（No.56）のみである。ところが、同年11月付の安中宿入口から倉賀野宿入口迄の中山道往還絵図（No.143）も和宮通行に際して作成された絵図と推定される。この絵図は彩色図で幅27.5cmで長さ255cmであり、高崎城三階櫓も描かれている（城名などの記載有）。また、同図には板鼻宿付近には臨時の施設が描かれており、和宮通行のための臨時人足寄場であった可能性がある（『新編高崎市史』通史編3・近世p781）。さらに、年不詳の中山道往還図（No.141）は、安中領中宿村の会所から板鼻宿・豊岡村・高崎城下を経て和田多中村付近迄の中山道往還の様子（村名や堰名などの記載有）を描いた彩色図（幅27.5cm×長さ153cm）である。

＜幕末から明治初期の峯岸家＞

以上のように、峯岸家文書には、江戸時代の中豊岡村の公的な名主文書が多く残っている。これは同家当主が、江戸時代初期から断続的に中豊岡村の名主役を務めていたためである（特に、幕末期の当主は、名主・小惣代・大惣代あるいは明治維新以降は戸長・副区長として村政をリードしている）。

これと比較すると江戸時代の同家の由緒・家系図や経営状態などが判明する私的文書はほとんど残されていない。峯岸家の家族構成が判明するのは、以下のように天保4年（1833）以降から明治4年（1871）迄の中豊岡村の宗門人別改帳の記載によるものである。なお、峯岸家は下豊岡村薬王寺の檀家である。

（天保4＝1833年）：四郎右衛門（56歳）、同人女房（51歳）、同人娘かち（25歳）、同人倅福松（22歳）、同人倅藤太郎（44歳）、藤太郎女房（41歳）、同人娘たか（13歳）、同人娘ふさ（12歳）、同人娘さん（16歳）、同人娘もと（7歳）の10人家族で馬1匹を

所有。

(弘化2=1845年)：四郎右衛門(60歳)、同人女房(55歳)、同人
忤福松(26歳)、同人忤藤太郎(48歳)、藤太郎女房(45歳)、
同人娘きん(20歳)、同人娘もと(11歳)の7人家族で馬の記
載は無い。

(嘉永3=1850年)：四郎右衛門(30歳)、同人女房(21歳)、同人
母(57歳カ)、群馬郡飯塚村信澤長説二男弥十郎(20歳)、同人
女房(21歳)、藤太郎(53歳)、藤太郎女房(50歳)、同人娘ひ
さ(18歳)、同人娘もと(15歳)、同人娘ひち(3歳)の10人家族
で馬の記載は無い。

(文久2=1862年)：群馬郡飯塚村信澤長説三男兵太郎(25歳)、同
人女房(27歳)、同人忤清四郎(6歳)、同人忤亀五郎(3歳)、四
郎右衛門後家(34歳)、四郎右衛門母(69歳)の6人家族で馬1匹
を所有。

(文久3=1863年)：四郎右衛門(26歳)、同人女房(28歳)、同人忤
清四郎(7歳)、同人忤亀五郎(4歳)、後家(35歳)、同人母(70歳)
の6人家族で馬1匹を所有していたが、元治元年には四郎右衛
門に「娘はま」(貼紙)が生まれ「七人」(貼紙)家族になっ
ていたらしい。

(元治元=1864年)：四郎右衛門(27歳)、同人女房(28歳)、同人忤
清四郎(8歳)、同人忤亀五郎(5歳)、後家(36歳)、同人母(71歳)、
同人娘はま(当歳)の7人家族で馬1匹を所有。

(慶応4=1868年)：四郎右衛門(31歳)、同人女房(32歳)、同人忤
清四郎(13歳)、同人忤亀五郎(10歳)、後家(40歳)、同人母(75
歳)、同人娘はま(7歳)の7人家族で馬1匹を所有していたが、
後家の上に「中宿村に相返し申候」、母の上に「死去」の貼紙
があり、明治元年時点では「五人」(貼紙)家族になっていた
らしい。

(明治4=1871年)：嶺(峯)岸四郎(34歳)、同人女房(35歳)、同
人忤清四郎(16歳)、同人忤亀五郎(13歳)、同人娘はま(10歳)

の5人家族で馬1匹を所有。

この宗門人別帳の峯岸家の記載からは、江戸時代においては同家
当主が代々「四郎右衛門」を世襲したらしいことが伺える。天保4年
時点の当主の生存は弘化2年まで確認できる。この時期まで峯岸家
には、当主と12歳しか年齢の離れていない「忤藤太郎」一家が同居
していた。藤太郎は養子だった可能性が高いが、詳細は不明である。
当主にはおそらく実子である福松という男子がいた。

嘉永3年時点では、この福松が亡くなった父の跡を継ぎ「四郎右衛
門」を名乗っている。この当主が高崎宿寄場組合の小惣代・大惣代
を務めた人物である。この時点で注目されるのは、藤太郎一家が同
居している以外に「群馬郡飯塚村信澤長説二男弥十郎」とその女房
も同居していることである。飯塚村(現高崎市)の信澤家との間で
養子縁組をした可能性が高い。

文久2年8月の宗門人別帳(No.12)では、福松から四郎右衛門にな
った峯岸家当主は亡くなり(改革組合村関係の文書から判断すれば
万延元年以降で40歳前後)、替わって「群馬郡飯塚村信澤長説三男兵
太郎」が当主に就任している。そのことは「四郎右衛門後家」が同
居していることでわかるが、この人物は先に同居していた信澤家の
二男ではなく三男である。この時点では、まだ「四郎右衛門」は襲
名しておらず「兵太郎」を名乗っているが、すでに中豊岡村の名主
に就任していた。女房と息子2人と共に養子縁組をしたと考えられ
る。また、嘉永3年の時点では同居していた藤太郎一家はこの年の宗
門人別帳以降では、別に家を持ち独立した世帯を構えている。＜戸
口関係＞で記載した中豊岡村の家数が嘉永3年迄は75軒で文久2年
以降が76軒になるのは、この藤太郎家の分家による可能性が高い。

以後、この兵太郎から「四郎右衛門」になった峯岸家当主が、明
治4年時点では、「嶺(峯)岸四郎」と改名していることがわかる。
この兵太郎改め「四郎右衛門」と「四郎」は同一人物である。

一方、明治時代初期以後の文書には、地租改正関係の公的文書の

ほか、明治39年（1906）には、桐生町（現桐生市）において染業営業に出資するなど（No.249-15、No.205）、峯岸家の私的経営・交友関係などがわかる文書も若干含まれている。その中には、峯岸家の親族で明治期に日本橋区本材木町で材木商を経営していた峰岸喜三郎や大磯町で招仙閣を営んでいた峰岸棟太郎がおり、四郎宛の書状などが残る（No.250-7の伊藤博文の母琴子の葬儀参列礼状など）。

12. 検索手段

本目録。

13. 関連資料

- ・高崎市豊岡地区（現上・中・下豊岡町及び北久保町）の歴史については、平成19年（2007）3月31日に発行された『群馬県高崎市・豊岡誌』（「豊岡誌」編さん委員会編集）が最新の成果を取り入れた地誌である。
- ・豊岡地区の江戸時代の古文書では、中豊岡村分の本文書群以外に、以下の2文書群が公開されている（一部分のみ公開も含む）。
＜下豊岡村分＞梁瀬昭三家文書（請求番号M90051）
梁瀬寅造家文書（『群馬県史収集複製資料目録』第1集・近世1-104-1）

14. 利用上の留意点

- ・閲覧等制限のある資料あり。